

大分大学理工学部及び大学院工学研究科自己点検・評価委員会細則

令和2年10月7日制定
令和2年理工学部細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部及び大学院工学研究科に係る教育研究活動等の自己点検・評価を実施するために設置する、大分大学理工学部及び大学院工学研究科自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価に関する基本的事項の策定、点検・評価のとりまとめ
- (2) 中期計画等の達成度の点検・評価
- (3) 内部質保証に係る点検・評価
- (4) その他自己点検・評価に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 学科長
 - (3) 国立大学法人大分大学教育研究評議会評議員
 - (4) 教務委員長
 - (5) 学生生活委員長
 - (6) 研究委員長
 - (7) 研究指導委員長
 - (8) 学術情報・広報委員長
 - (9) 国立大学法人大分大学研究戦略・推進委員会委員
 - (10) 事務長
 - (11) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第11号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会の議事は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(議事の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第10条 委員会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第10号及び第12条の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則 (令和3年理工学部細則第2号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年理工学部細則第8号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年理工学部細則第10号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年理工学部細則第3号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。